本事件ハ、過ル二十日午後三時ヨリ約一時間ニ亘リ、京都府庁ニ於テ開催セラレタル京都府下各警察署長会議ニ於テ、京都府知事ヨリ、京都電気従業員組合ニ対シ、左ノ如キ警告ヲ発シタルニ端ヲ発シ、同組合ハ、之ニ対シ、同月二十一日午後一時ヨリ、京都府庁ニ於テ、府知事ニ面会ヲ求メ、其ノ警告ノ撤回ヲ要求シタルモ、府知事ハ、之ヲ拒絶シタルヲ以テ、同組合ハ、同日午後三時ヨリ、京都電気会社ニ於テ、臨時大会ヲ開催シ、左ノ如キ決議ヲ為シ、之ヲ京都府知事ニ提出シ、且ツ、之ヲ新聞紙ニ発表シタリ。

一、今回ノ警告ハ、吾等ノ団結ヲ破壊シ、労働運動ヲ圧迫スルモノニシテ、吾等ハ、之ヲ断乎トシテ排撃ス。

一、吾等ハ、今回ノ警告ニ対シ、飽迄モ団結ヲ固メ、労働運動ヲ擁護シ、以テ、労働者ノ地位ノ向上ヲ期